

写

事務連絡
平成20年9月5日

北海道 畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第2条第5項から第7項に基づき、平成16年12月24日農林水産省告示第2217号（薬事法第2条第5項から第7項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器）の一部が別添のとおり改正されたので、別添を備え置いて縦覧に供されたい。

○農林水産省告示第千三百八十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第二条第五項から第七項までの規定に基づき、平成十六年十二月二十四日農林水産省告示第二千二百十七号（薬事法第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十年九月五日

農林水産大臣 太田 誠一

別表第三中の第七十二号を次のように改める。

七十二 整形用品のうち、次に掲げるもの

1 髄内ピン

2 単回使用汎用サージカルドレープ